

# 桑野社労士 & FP 事務所だより

平成 27 年 7 月 10 日

第 64 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail [kuwano@cosmos.ocn.ne.jp](mailto:kuwano@cosmos.ocn.ne.jp) HP [www.kuwano.biz](http://www.kuwano.biz)

## 中小規模事業者のマイナンバー対応

### 特定個人情報の具体的な適正取扱い その1

#### 個人番号を受け取る必要のある事務

まず、自分の事業所の中の事務で、本年 10 月から通知され、平成 28 年 1 月から市町村役場でカードが交付される「個人番号」が必要になる事務を把握します。多くの事業所の場合、次のようなものになると思います。

雇用保険届出事務、労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務、健康保険・厚生年金保険届出事務、給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務、給与の年末調整事務、報酬・料金等の支払調書作成事務、不動産の使用料等の支払調書作成事務など

#### 取り扱う特定個人情報

個人番号法を含む個人情報を、明確にします。

個人番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号。

#### 事務取扱者の選任

個人番号を取り扱う事務担当者を選任します。複数いる場合は、責任者を選任します。

#### 特定個人情報の取扱いを明確にする

中小企業は、取扱い規程の整備までは求められていませんが、特定個人情報等の取り扱いなどを明確にしなければならず、何らかの形で組織的に確認する必要があります。

※ここでいう「中小規模事業者」とは、従業員の数が 100 人以下の事業者です。ただし、委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として

行う事業者（税理士、社会保険労務士など）は、除かれます。

#### 個人番号の取り扱い（取得）

個人番号関係事務を処理するため、必要がある場合に限り個人番号の提供を求めることができます。それ以外の場合に、個人番号の提供や収集をすることはできません。

したがって、個人番号を取得する場合は、次の例のように利用目的を明記し、個人番号を求める者に通知します。

平成〇年〇月〇日

従業員 各位

〇〇〇〇会社

#### 個人番号利用目的通知書

当社は、あなた及びあなたの扶養家族の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいいます。）を、以下の目的（6 項は、該当者のみ）で利用します。

雇用保険届出事務、労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務、健康保険・厚生年金保険届出事務、給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務、給与の年末調整事務、国民年金の第 3 号被保険者の届出事務（裏面へ）

#### 個人番号制度の予定されている運用開始日程

年月	平成 27 年 10 月	平成 28 年	平成 29 年
予定される事項	個人番号通知、法人番号通知・公表	個人番号カードの交付 雇用保険関係利用開始	健保・年金関係利用開始 マイポータル運用開始 税務関係書類利用開始

# 労働裁判判決事例 3

海遊館事件(最高裁第一小法廷、H27.2.26)

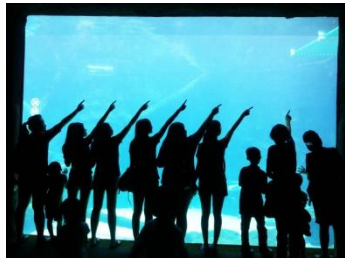
## セクハラ発言等による懲戒処分の有効性

### 【事件のあらまし】

Y社は、水族館及びこれに隣接する商業施設の運営を行っており、その運営のためC社から派遣社員を受け入れ、同社に業務を委託していた。本件の被害者のAはC社からの派遣社員で、BはC社の従業員であった。

本件が発生した平成23年当時、当該水族館の来館者の約6割は女性であり、Y社の従業員も過半数は女性であった。Y社は、職場におけるセクハラ防止を重要課題とし、セクハラ防止等に関する研修を毎年行い、全従業員に研修への参加を義務付けていた。平成22年

11月には、セクハラ禁止事項を明示したセクハラ禁止文書を作成し、就業規則にもこれらの行為を禁止し、違反した社員には、その違反の



軽重に従って、戒告、減給、出勤停止及び懲戒解雇の懲戒処分を行う旨が定められていた。

Y社は、従業員A及びBに対してセクハラ禁止条項に違反する行為をしたとして、X1及びX2に対して出勤停止処分及び降格処分を行った。これに対して、X1及びX2は①本件各処分の無効確認、②降格前の地位の確認、③出勤停止による給与・賞与の減額分の支払い、④降格による給与の減額分の支払い、⑤本件処分及び降格の不法行為による慰謝料及び遅延損害金の支払いを求めた。

### 【判決の内容】

<一審>請求棄却(本件各処分有効)

<二審>控訴請求容認(本件各処分容認)

<最高裁>原審破棄(本件各処分有効)

本件のセクハラ行為が懲戒事由に該当するとしうえで、(1)～(3)の点を指摘して、本件各処分を無効とした原審を破棄。

#### (1) Xらの立場と行為の悪質性

X1は、営業部サービスチームの責任者でありながら、きわめて露骨で卑猥な発言を繰り返した。また、X2は上司から注意されていたにもかかわらず、Aらが結婚していないことを取り上げ、著しく侮蔑的下品な

言辞で同人を侮辱し困惑させる発言を繰り返した。

#### (2) Y社におけるセクハラ防止対策とXらの立場

Y社は、セクハラ禁止文書を作成して従業員に周知させるとともに、セクハラ研修への参加を全従業員に義務付けていた。Xらの行為は、その職責や立場からも、著しく不適切なものといわなければならない。

#### (3) Xらの非違行為がY社に与えた影響

Xらの極めて不適切な行為が、Y社の企業秩序や職場規律に及ぼした影響は看過しがたいものというべきである。

(次号に続く)

## 事務所からひとこと

「人の年齢は、誕生日の前日に歳を取る。」というと、多くの方は「えっ!」という顔をする。普段誕生日にお祝いをし、〇歳になったと思っているので、無理もない話である。

この根拠は、次の「年齢計算に関する法律」及び民法第143条にある。

年齢計算に関する法律(明治35年12月2日法律50号)

(1) 年齢は出生の日よりこれを起算する

(2) 民法第143条の規定は年齢の計算に之を準用する民法第143条(暦による期間の計算)

(1) 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は暦に従って計算する。

(2) 週、月又は年の初めから期間を計算しないときは、その期間は最後の週、月又は年においてその起算日に応答する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に応答する日がないときは、その月の末日に満了する。

つまり、年齢が加算されるのは、起算日に応答する日の前日、誕生日前日の午後12時(=24時)で、「誕生日の前日に歳を取る」ということとなります。

これに関連するものとして、小学校入学は、「満6歳になった日の翌日以後の最初の4月1日から」ですから、4月1日生まれの子は、その前日の3月31日に満6歳を迎え、翌日の4月1日に入学できます。一方、4月2日に生まれた子は、4月1日に6歳になるので、1年先の翌年の入学になります。

生まれた日が1日違うだけで、大違いです。